

高山市道路位置指定事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定の取扱いに関し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）又は高山市建築基準法施行細則（平成12年高山市規則第26号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、都市計画区域内であって開発区域が3,000平方メートル未満の開発行為に伴い築造される道路について適用するものとし、これ以上の規模にあつては都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の適用を受けるものとする。ただし、都市計画法第29条の規定により開発許可の適用を受けない場合は、この要綱を適用する。

(道路位置の指定基準)

第3条 道路位置の指定を受ける道路（以下「指定道路」という。）は、令第144条の4に定める基準及び別に定める高山市道路位置指定基準（以下「指定基準」という。）に適合しなければならない。

(市の基準)

第4条 指定道路が市の管理に属することとなる場合は、市の定める基準（指定基準を満たすものに限る。）によることができる。

(事前審査)

第5条 道路位置の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その道路の築造工事に着手する前に、第6条第2項第1号の図書その他市長が必要と認める図書を添えた道路位置指定事前審査申請書（別記様式第1号。以下「事前審査申請書」という。）正本1部及び副本1部を提出して事前審査を受けなければならない。

2 申請者は、高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（平成13年高山市条例第17号）第10条第1項及び第4項又は第19条第1項による届出書を要する場合において、当該届出書に事前審査申請書、次条第2項第1号及び第2号の図書を添付して事前審査申請書を提出することができるものとする。

3 市長は、前2項の申請が指定基準に適合すると認める場合には、道路位置指定事前審査済通知書（別記様式第2号）を、第1項による申請の場合は副本に、前項による申請の場合は高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例施行規則（平成13年高山市規則第28号）第10条による確認書に添付して、申請者に交付するものとする。

4 申請者は、前項の道路位置指定事前審査済通知書の交付を受けた件について、申請内容を変更しようとする場合は、速やかに市長に事前審査申請書正本1部及び副本1部を提出して事前審査

を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、当該申請を要しないものとする。

5 第2項及び第3項の規定は前項の規定による申請があった場合について準用する。

(指定申請書の提出)

第6条 申請者は、道路の築造工事の完了後に、細則第8条の規定による道路の位置の指定申請書(以下「指定申請書」という。)正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。ただし、副本については第1号から第4号までの図書はその写しでもよいものとし、第7号の図書については添えることを要しないものとする。

(1) 規則第9条の表に規定する図面(ただし、同表の地籍図中「道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項」については、開発区域全体を表示したもの)

(2) 指定道路となる土地の公図及び全部事項証明書

(3) 指定道路となる土地の権利者の承諾書(別記様式第3号)及び承諾者の印鑑登録証明書

(4) 指定道路の管理者の誓約書(別記様式第4号)及び管理者の印鑑登録証明書

(5) 権利関係調書(別記様式第5号)

(6) 開発区域内に工作物の確認を必要とする擁壁がある場合は、その確認済証の写し

(7) 他法令の規定による許認可を必要とする場合は、当該許認可書の写し

(8) 細則第8条第1項による道路位置指定概要書(以下「道路位置指定概要書」という。)

(9) 工事完成写真

(10) 道路位置指定事前審査済通知書の写し

(11) その他市長が必要と認める図書

(指定道路の登記)

第7条 申請者は、指定道路となる土地と当該道路に接するその他の土地とを区分し、かつ原則として地目を公衆用道路として登記しなければならない。

(指定道路の管理者)

第8条 申請者は、指定道路の管理者を定めなければならない。

2 指定道路の管理者は、管理を適切に行い、常に良好な状態に維持しなければならない。

(現地確認)

第9条 市長は、第6条の規定による指定申請書を受理した場合は、遅滞なく道路位置の指定基準に適合するかどうか現地確認を実施するものとする。

(指定)

第10条 市長は、前条の現地確認の結果、法、令、規則、細則及びこの要綱に適合していると認められた場合は、速やかに申請者に対し指定した旨を通知する。

2 市長は、前項の規定により道路の位置を指定したときは、速やかに道路位置指定概要書の写し

を岐阜県飛騨建築事務所に送付するものとする。

(公告)

第11条 市長は、前条の規定により道路の位置の指定をした場合においては、その旨を公告するものとする。

(縦覧)

第12条 道路位置の指定の縦覧は、都市整備課において道路位置指定概要書により行うものとする。

(変更又は廃止)

第13条 細則第9条第1項の規定により道路位置の指定の変更又は廃止（以下「道路位置の変更等」という。）の申請をしようとする者は、当該規定によるものの他、道路位置の変更等に係る土地及び建築物の全部事項証明書、権利関係者の承諾書及び印鑑登録証明書並びに市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

2 前項の図書は、副本については写しでもよいものとする。

附 則（平成21年5月28日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

道路位置指定事前審査申請書

高山市道路位置指定事務取扱要綱第5条第1項の規定による事前審査を申請します。この申請書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。

高山市長 様

年 月 日

申請者 住所（法人の所在地）

氏名（法人の名称、代表者名）

印

電話番号（ ） —

1 設計者	住所 氏名 電話番号（ ） — 担当者名		
2 施工者	住所 氏名 電話番号（ ） — 担当者名		
3 道路の概要			
番号	地名地番	幅員（m）	延長（m）
4 開発区域面積（㎡）		5 用途地域	
6 予定建築物の用途及び宅地の区画数		7 申請区分	新規 ・ 変更
※ 受付欄			

別記様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

高山市長

道路位置指定事前審査済通知書

年 月 日付けで申請のありました道路位置指定事前審査申請について、事前審査申請をいたしましたので通知します。

なお、道路位置指定申請の手続きは、高山市道路位置指定事務取扱要綱第6条第1項及び第2項によることとしてください。

承 諾 書

私は、
が、私が権利を有する下記の土地において建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けることを承諾します。

年 月 日

承諾者 住 所
氏 名 印

高山市長 様

記

道路となる土地の地名、地番	権利の種類

(注) この承諾書には、承諾者の印鑑登録証明書を添えてください。

誓約書

私は、このたび道路の位置の指定申請により位置の指定を受けましたうえは下記道路の管理者として、当該道路の維持管理を適切に行い、常に良好な状態に維持管理することを誓約します。
また、道路の管理行為を引き渡す場合は、適切に管理するよう引継ぎます。

年 月 日

管理者 住 所
氏 名

印

高山市長 様

記

道路の地名、地番	幅員 (m)	延長 (m)

(注) この誓約書には、管理者の印鑑登録証明書を添えてください。

